

# 産業財産権 登録の実務の概要

---

～設定・年金・減免措置/移転手続の留意点～

特許庁審査業務部 審査業務課登録室



1

## 設定登録・年金・減免手続きについて

- (1) 設定登録に関する納付手続き
- (2) 権利存続に関する手続き
- (3) 特許料の減免措置

2

## 権利の移転に関する手続きの留意点について

- (1) 申請前に原簿を確認しましょう
- (2) 変更前の表示／登録義務者などが原簿と符合しない
- (3) 利益相反について
- (4) 複数原因における中間省略
- (5) 委任状に関する注意事項
- (6) 併合申請／大量申請について
- (7) その他

1

## 設定登録・年金・減免手続きについて

- (1) 設定登録に関する納付手続き
- (2) 権利存続に関する手続き
- (3) 特許料の減免措置

2

## 権利の移転に関する手続きの留意点について

- (1) 申請前に原簿を確認しましょう
- (2) 変更前の表示／登録義務者などが原簿と符合しない
- (3) 利益相反について
- (4) 複数原因における中間省略
- (5) 委任状に関する注意事項
- (6) 併合申請／大量申請について
- (7) その他

# 1. 設定登録・年金・減免手続について

## (1) 設定登録に関する納付手続

特許権は・・・

設定の登録により発生する  
(特66、実14、意20、商18)

求められる要件

出願について、  
特許すべき旨の査定、又は審  
決の謄本が送達され、これに  
基づき特許料の納付の**手続**を  
しなければならない

平成2年12月～書面手続の他、  
オンライン使用による手続可

予納制度導入（特例法14、15、16）

平成8年10月～  
現金による納付が可能  
平成17年10月～  
電子現金納付が可能

平成21年1月～  
口座振替による納付が可能  
(特例法15の2)

平成31年4月～  
指定立替（クレジットカード）によ  
る納付が可能（特例法15の3）

# 1. 設定登録・年金・減免手続について

## (1) 設定登録に関する納付手続

### ① 納付書

#### 特許料納付書

【書類名】 特許料納付書  
(【提出日】 令和 年 月 日)  
【あて先】 特許庁長官 殿  
【出願番号】  
【請求項の数】  
【特許出願人】  
【氏名又は名称】  
【納付者】  
【識別番号】  
【住所又は居所】  
【氏名又は名称】  
【納付年分】 第1年分から第 年分  
(【特許料の表示】)  
(【予納台帳番号】)  
(【納付金額】)  
(【その他】)

特許印紙の場合・・【特許料の表示】不要  
特許印紙を下部に貼り、括弧書きで金額を記載  
電子現金納付の場合・・【納付金額】は不要  
【特許料の表示】  
【納付番号】  
口座振替の場合  
【特許料の表示】  
【振替番号】  
【納付金額】  
現金納付の場合・・【特許料の表示】不要  
【提出物件の目録】  
【物件名】納付済証（特許庁提出用）1  
クレジットカード納付の場合  
【特許料の表示】  
【指定立替納付】  
【納付金額】

(【その他】)

# 1. 設定登録・年金・減免手続について

## (1) 設定登録に関する納付手続

### ② 納付期限

#### (i) 特許料の納付

特許料は、出願について特許すべき旨の査定又は審決の謄本の送達があった日から**30日以内**に納付しなければならない（特108－①）

#### イ 設定登録の日から3年までの分の特許料を一時に納付

- 出願から査定又は審決まで長期間を要し、権利の存続期間としての残余の期間が3年に満たない場合は、その残余年分のみ納付が必要
- 残余の期間がまったくない場合にあっては、特許料は不要であるが、納付書のみ提出が必要

□ 特許法第37条（旧38条ただし書）による特許権については、基本の特許料に請求項（発明）の数に応じた額を加えて、同時に納付しなければならない

# 1. 設定登録・年金・減免手続について

## (1) 設定登録に関する納付手続

### (ii) 実用新案登録料の納付

実用新案権の存続期間の満了日までの各年のうち、第1年から第3年までの各年分を一時に納付（出願と同時）しなければならない

### (iii) 意匠登録料の納付

- ・登録すべき旨の査定又は審決の送達があった日から30日以内に納付しなければならない
- ・第1年分の登録料を納付すればよい
- ・納付と同時に秘密の請求をすることが可能
- ・関連意匠は基礎意匠の設定登録がされないと登録ができない

### (iv) 商標登録料の納付

- ・登録すべき旨の査定又は審決の送達があった日から30日以内に納付しなければならない
- ・区分の数に乗じて一括（10年分）して納付する方法又は分割納付（前期分5年）する方法がある

# 1. 設定登録・年金・減免手続について

## (1) 設定登録に関する納付手続

### ③ 商標登録料の納付と同時に区分数を減ずる補正

#### 手続補正書

【書類名】 手続補正書  
【提出日】 令和 年 月 日  
【あて先】 特許庁長官 殿  
【事件の表示】  
【出願番号】  
【補正をする者】  
【識別番号】  
【住所又は居所】  
【氏名又は名称】  
【代表者】

【手続補正 1】  
【補正対象書類名】 商標登録願  
【補正対象項目名】 第 類  
【補正方法】 削除

【手続補正 2】  
【補正対象書類名】 商標登録願  
【補正対象項目名】 第 類  
【補正方法】 削除

【手続補正 3】  
【補正対象書類名】 商標登録願  
【補正対象項目名】 第 類  
【補正方法】 削除

【手続補正1】  
【補正対象書類名】 商標登録願  
【補正対象項目名】 第 類  
【補正方法】 削除

(注) 商標登録料納付書に【その他】欄を設け、「商標法第68条の40第2項の規定による手続補正書を同時に提出」と記載してください。

(注) 商標登録料納付書に【その他】欄を設け「同時に削除の手続補正を提出」と記載すること。

(注) 分割後期分の納付の際に区分数を減ずる場合は、商標権の一部抹消登録申請書の提出が必要

# 1. 設定登録・年金・減免手続について

## (2) 権利存続に関する手続

特許権（実用新案権、意匠権）は、設定登録時（実用新案権は出願時）に納付した特許料に引き続き、以後の各年の特許料を法定期限内に納付することにより存続する（特107-①、実31-①、意42-①）  
この制度を年金制度と呼んでいる

### ① 納付期限について

**年金に係る特許（登録）料の納付期限 = 前年以前**

納付期限内に次年度以降の1年分あるいは数年分を納付しなければならない  
（特108-②、実32-②、意43-②）

前年以前とは、既納した特許（登録）料が登録日より起算して満了するその日まで

# 1. 設定登録・年金・減免手続について

## (2) 権利存続に関する手続

### 商標について

設定登録料納付時又は更新登録の申請時に分割納付により納付した場合は、商標権の**満了前5年まで**に納付しなければならない（商41の2 - ①）

### 救済措置 その1

納付期限内に納付できなかった者には、特許（登録）料の**追納**が認められている  
追納とは・・・ 納付期限経過後6か月以内に追納期間に係る当該年分の通常の特許（登録）料と同額の割増特許（登録）料を納付する

### 救済措置 その2

追納期限内にも納付できなかった者は、故意によるものでないことによる期間徒過後の救済の手続が可能である

※ 詳細は特許庁HP上の「**期間徒過後の救済規定に係るガイドライン**」を参照

# 1. 設定登録・年金・減免手続について

## (2) 権利存続に関する手続

### ② 納付手続

#### 特許料納付書

【書類名】 特許料納付書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【特許番号】

【請求項の数】

【特許権者】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【納付年分】 第 年分 【持分の割合】を記載するときは、原簿通り

(【特許料の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

(【その他】)

# 1. 設定登録・年金・減免手続について

## (2) 権利存続に関する手続

### ③ 年金に係る特許（登録）料の併合納付手続

納付しようとする権利が複数存在する場合には併合納付が認められている

#### 併合納付の認められる条件

2以上の特許権、実用新案権又は意匠権に係る設定登録後の特許料、実用新案登録料又は意匠登録料の納付手続について、法域が同一であり、権利者が同一である場合

#### ただし、以下の場合は併合納付は認められない

- ・ 特許権、実用新案権及び意匠権にまたがるとき
- ・ 国と国以外の共有であって、国以外の者が持分に応じた額の納付を行うとき
- ・ 特許料を軽減後の額で納付するとき

# 1. 設定登録・年金・減免手続について

## (2) 権利存続に関する手続

### ④ 年金に係る自動納付手続

「自動納付」(注1) は、年金に係る特許料（登録料）の納付期間の徒過による権利失効を防止することを目的に、自動納付申出書を提出することにより、納付期限日前40日が自動納付に係る特許料(登録料)の納付日となり、その後、予納台帳または指定銀行口座振替から、当該特許料(登録料)に充当する金額(注2)を自動的に徴収する(注3)（特例施規41の5－③）

(注1) 自動納付を利用するためには、権利者などが、あらかじめ、特許庁長官に対して、自動納付申出書を提出しなければならない

(注2) 特許、実用新案については第4年分以降、意匠については第2年分以降の特許料（登録料）である

(注3) 以下の場合には自動納付の対象外

- ①商標権の存続期間更新登録料
- ②存続期間の延長登録を伴う権利
- ③国との共有であって、持分の定めがある場合
- ④特許権が共有に係る場合の軽減特許料

# 1. 設定登録・年金・減免手続について

## (2) 権利存続に関する手続

### ⑤ 特許（登録）料支払期限通知サービスについて

特許料などの納付時期の徒過による権利失効の防止を目的に「特許（登録）料支払期限通知サービス」を令和2年4月1日より開始。アカウント登録を行った者が希望する特許（登録）番号について、特許料などの次期納付期限日をメールにて通知。

なお、本サービスは、次期納付期限が到来する前の注意喚起であり、権利を維持するためには別途決められた期間内に特許（登録）料の納付手続が必要。

#### (1) 特許（登録）料支払期限通知サービスの対象

- ・設定登録後の特許料及び実用新案登録料（第4年分以降）
- ・設定登録後の意匠登録料（第2年分以降）
- ・設定登録後の商標登録料（後期）
- ・次期商標権存続期間更新登録料

#### (2) 特許（登録）料支払期限通知サービスの対象外

- ・特許（登録）査定後の設定登録料納付期間
- ・ハーグ協定議定書に基づく国際登録出願などの手続きであって、日本国特許庁において設定の登録がなされた権利
- ・防護標章案件
- ・商標の分割登録番号を有する案件

# 1. 設定登録・年金・減免手続について

## (2) 権利存続に関する手続

### ⑤ 商標権の存続期間の更新

#### ● 商標権の存続期間及び更新手続

更新登録の申請は、商標権の存続期間の満了前6月から満了の日までの間にしなければならない（商20－②）

満了前6月について

例えば、商標権の存続期間の満了日が、令和 2年10月14日である場合の「満了前6月」は、令和 2年4月15日です。つまり6月前の対応日の次の日からとなります。

商標存続期間経過後6月以内に、申請登録料及び同額の割増登録料を納付することにより更新登録の申請をすることができる（商20－③）

更新登録の申請をすることができず消滅した商標権の原商標権者は、更新登録の申請をすることができなかつたことが故意によるものでないときは、その理由がなくなった日から2月以内でその期間の経過後6月以内に限り、その申請をすることができる（商21）

# 1. 設定登録・年金・減免手続について

## (2) 権利存続に関する手続

### 商標権存続期間更新登録申請書

特許 印紙	
(      円)	
【書類名】	商標権存続期間更新登録申請書
【提出日】	令和    年    月    日
【あて先】	特許庁長官      殿
【商標登録番号】	
【商品及び役務の区分】	第    類
【更新登録申請人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【納付の表示】	分割納付
【提出物件の目録】	
【物件名】	

一出願多区分で登録されている商標権について、区分の数を減じて更新登録申請をするときは、【商品及び役務の区分】の欄を設けて、更新登録を求める商品及び役務の区分を記載してください

商標権者全員を記載します。欄を繰り返し設けて記載してください。

商標権存続期間更新登録申請書を書面で提出したときは、電子化手数料（2,400円＋一枚につき800円）がかかります。

区分の減縮を伴う更新登録申請は委任状が必要

# 1. 設定登録・年金・減免手続について

## (3) 特許料の減免措置

### 特許料の減免制度

- 中小企業、個人及び大学などを対象に、特許料(第1年分から第10年分)について、一定の要件を満たした場合、減免措置が受けられます。
- **審査請求日**によって適用される**減免制度が異なります**。

審査請求日が**平成31年3月31日以前**： 従来の減免制度(**旧減免制度**)

→ (3) ①から②

<手続簡素化措置>

平成30年4月1日以降に減免・軽減申請をして納付が完了していれば、同じ案件について2度目以降の納付に際して減免・軽減申請を省略可  
(旧減免制度限定であり、下記の新減免制度とは別の措置)

審査請求日が**平成31年4月1日以降**： 新しい減免制度 (**新減免制度**)

→ (3) ③から⑤

# 1. 設定登録・年金・減免手続について

## (3) 特許料の減免措置

### ① 旧減免制度の概要（平成31年3月31日までの審査請求日）

個人・法人、研究開発型中小企業及び大学などを対象に、特許料（第1年分から第10年分）の納付について、一定の要件を満たした場合、減免措置が受けられる

対象者	減免規模	要件	法律
個人	1～3年 免除	生活保護を受けている 又は市町村民税が課されていない	特許法
	1～3年 半額軽減	・ 事業税が課されていない ・ 所得税が課されていない ・ 事業開始後10年を経過していない	
	4～10年 半額軽減	1～3年免除または半額軽減の要件と同じ	
法人	1～10年 半額軽減	・ 法人税が課されていない ・ 設立後10年を経過していない のいずれかの要件に該当し 資本金3億円以下であり 他の法人に支配されていない	特許法

# 1. 設定登録・年金・減免手続について

## (3) 特許料の減免措置

対象者	減免規模	要件	法律
中小ベンチャー 小規模企業 <small>(注)平成26年4月1日以降に審査請求したもの</small>	1～10年 1/3に軽減	・小規模又は事業開始後10年未満の個人事業主※1 ・小規模企業（法人） ・設立後10年未満で、資本金3億円以下の法人 ・法人については他の法人に支配されていない法人であること※2	産業競争力強化法
研究開発型 中小企業など	1～10年 半額軽減	研究開発費比率3%超 又は中小企業新事業活動促進法などに基づく認定事業に関連した出願	産業技術力強化法、中小ものづくり高度化法
大学、独立行政法人など	1～10年 半額軽減	職務発明であることなど	産業技術力強化法
TLO	1～10年 半額軽減	技術移転事業の認定又は承認	

※1従業員20人以下（商業又はサービス業は5人以下）

※2他の法人に支配されていないこととはア.及びイ.に該当していることを指します。

ア.申請人以外の単独の法人が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと。

イ.申請人以外の複数の法人が株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと。

# 1. 設定登録・年金・減免手続について

## (3) 特許料の減免措置

### ② 旧減免制度の手続(例)

#### 【事例 1】 中小ベンチャー企業、小規模企業の場合

「パテント株式会社」の出願に対して特許査定が送達が行われた。軽減申請を行った上で設定登録したい。

【書類名】	特許料軽減申請書（産業競争力強化法）
【提出日】	令和 年 月 日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願 ○○○○－○○○○○○
【申請人】	
【識別番号】	○○○○○○○○○○
【住所又は居所】	東京都千代田区霞ヶ関3－4－3
【氏名又は名称】	パテント株式会社
【代表者】	特許 三郎
【申請の理由】	特許料の軽減（産業競争力強化法66条第1項）
【提出物件の目録】	
【物件名】	小規模企業者の要件に関する証明書 1
【物件名】	法人税確定申告書別表2 1
【技術の分野】	第○○項

特許庁に対し書面で提出

【技術の分野】の欄には、当該発明の属する技術の分野（特許庁HP参照）を選択し、例えば「第1項」のように記載してください。

なお、技術の分野が複数ある場合は、複数記載してください。

# 1. 設定登録・年金・減免手続について

## (3) 特許料の減免措置

### ② 旧減免制度の手続(例)

#### 小規模企業者の要件に関する証明書

特許出願番号 特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇

従業員数 〇〇人

主たる業種 〇〇 〇〇〇〇〇

軽減申請書に添付して提出します。

日本標準産業分類の中分類を記載してください。

上記の特許出願に係る特許料を納付する日において、上記のとおり、申請人は常時使用する従業員の数に20人以下であることを相違ないことを証明する。

令和〇年〇月〇日

(住所) 東京都千代田区霞が関3-4-3

(名称) パテント株式会社

(代表者) 特許 三郎

商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、従業員数は「5人」としてください。

# 1. 設定登録・年金・減免手続について

## (3) 特許料の減免措置

### ② 旧減免制度の手続(例)

特許庁に対しオンライン又は書面で提出

納付金額の計算方法は、  
(ステップ1)  
請求項「1」に対する第1年分(単年分)の納付金額は4,600円  
(ステップ2)  
4,600円に納付の割合1/3を乗じると1,533.3円  
(ステップ3)  
10円未満の端数を切り捨て、1,530円に納付年分3年を乗じる

納付金額 = **4,590円**

【書類名】	特許料納付書
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願番号】	特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
【請求項の数】	1
【特許出願人】	
【氏名又は名称】	パテント株式会社
【納付者】	
【識別番号】	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-4-3
【氏名又は名称】	パテント株式会社
【代表者】	特許 三郎
【納付年分】	第1年分から第3年分
【特許料等に関する特記事項】	産業競争力強化法第66条第1項の規定による特許料の2/3軽減。
【特許料の表示】	
【予納台帳番号】	〇〇〇〇〇〇
【納付金額】	4590

# 1. 設定登録・年金・減免手続きについて

## (3) 特許料の減免措置

### ③ 新減免制度の概要

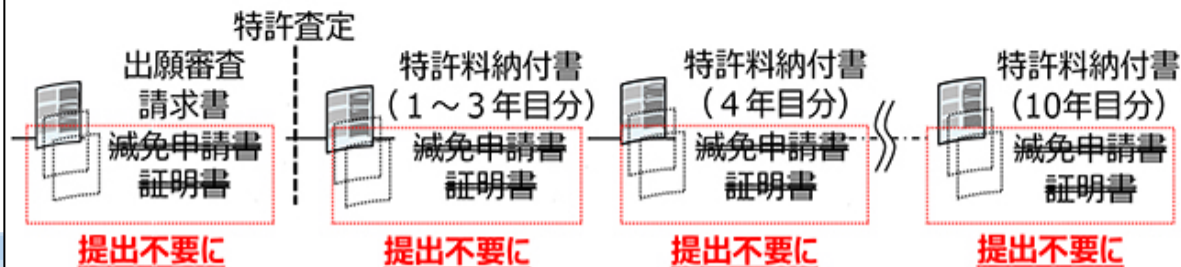
#### 旧減免制度との相違点

- ・審査請求日が平成31年4月1日以降
- ・対象範囲の拡大（中小企業を広く対象に）
- ・減免申請書及び証明書類、持分証明書の提出を省略可

#### 3. 新減免制度の減免申請方法

平成31年4月1日以降に審査請求した案件については、減免申請書及び証明書類の提出が不要となります。「特許料納付書」の【特許出願人】／【特許権者】欄に【識別番号】又は【住所又は居所】欄を加え、【特許料等に関する特記事項】欄に「減免を受ける旨」と「減免申請書の提出を省略する旨」の記載をすることにより、減免を受けることが可能となります。

(国内出願における減免申請のイメージ)



# 1. 設定登録・年金・減免手続について

## (3) 特許料の減免措置

### ④ 新減免制度の要件（中小企業が対象、1/2軽減）

#### 要件1

①以下の「従業員数要件」又は「資本金額要件」のいずれかを満たしている会社であること

	業種	従業員数	資本金額 又は出資総額
イ	製造業、建設業、運輸業その他の業種 (ロからトまでに掲げる業種を除く。)	300人以下	3億円以下
ロ	卸売業	100人以下	1億円以下
ハ	サービス業 (ヘ及びトに掲げる業種を除く。)	100人以下	5,000万円以下
ニ	小売業	50人以下	5,000万円以下
ホ	ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	900人以下	3億円以下
ヘ	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下	3億円以下
ト	旅館業	200人以下	5,000万円以下

#### または

#### ②以下のいずれかに該当するもの

- ・企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、農業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会
- ・酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会又は酒販組合中央会
- ・特定非営利活動法人

#### 要件2

大企業（要件1を満たす中小企業以外の法人）に支配されていないこと

# 1. 設定登録・年金・減免手続きについて

## (3) 特許料の減免措置

### ⑤ 新減免制度の手続（例）（中小企業が対象、1/2軽減）

【書類名】	特許料納付書
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願番号】	特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
【請求項の数】	1
【特許出願人】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-4-3
【氏名又は名称】	特許株式会社
【納付者】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-4-3
【氏名又は名称】	特許株式会社
【代表者】	特許太郎
【納付年分】	第1年分から第3年分
【特許料等に関する特記事項】	特許法施行令第10条第1号〇に掲げる者に該当する特許出願人である。減免申請書の提出を省略する。
【特許料の表示】	
【予納台帳番号】	〇〇〇〇〇〇
【納付金額】	3450

【特許出願人】の欄において、減免申請者については【住所又は居所】、又は【識別番号】の記載が必要

【特許料等に関する特記事項】の欄において、新減免措置に対応した記載が必要  
※旧減免措置の記載は不可

該当する業種（前スライドの要件1のいずれか）に応じて、第1号〇に記載する内容が決まる

省略する旨の記載により、特許料減免申請書の提出が省略可能

1

## 設定登録・年金・減免手続について

- (1) 設定登録に関する納付手続
- (2) 権利存続に関する手続
- (3) 特許料の減免措置

2

## 権利の移転に関する手続の留意点について

- (1) 申請前に原簿を確認しましょう
- (2) 変更前の表示／登録義務者などが原簿と符合しない
- (3) 利益相反について
- (4) 複数原因における中間省略
- (5) 委任状に関する注意事項
- (6) 併合申請／大量申請について
- (7) その他

## 2. 権利の移転に関する手続の留意点について

### この章のはじめに

特許権などの**移転登録申請**などを代理人に依頼する一番の大きな理由としては、**確実な各種登録申請の実施**が挙げられます。

しかしながら、書類の不備により、申請書を取下げ、再度、あるいは再再度、申請書の提出を繰り返す案件も見受けられることも事実です。

**手続不備があると、スムーズな移転登録がなされず、結果的に権利者に不利益を与える**ことに繋がります。ご注意ください。

後半は、移転登録申請に散見されるミスを中心に、**移転登録手続の留意点を簡単にまとめました。**

特にご留意いただきたい点には、 ←このマークを付しています。  
ぜひ、御参考としていただき、今後の移転登録申請の一助になれば幸いです。

## 2. 権利の移転に関する手続の留意点について

- この章のテーマ  
説明に入る前に...

書面手続

(一部の申請で電子特殊申請可)

住所の記載省略不可

出願中の  
手続との違い

登録免許税は  
収入印紙で納付

(商標の本人分割・  
電子特殊申請は除く)

権利の移転は  
原則、共同申請

利益相反

## 2. 権利の移転に関する手続の留意点について

### ・この章のテーマ

前提：移転や表示変更申請の経験があるユーザー向けの説明

### 移転申請などにおける注意事項 (よくあるお問合せ)

- (1) 申請前に原簿を確認しましょう
- (2) 変更前の表示／登録義務者などが原簿と符合しない
- (3) 利益相反について
- (4) 複数原因における中間省略
- (5) 委任状に関する注意事項
- (6) 併合申請／大量申請について
- (7) その他

## 2. 権利の移転に関する手続の留意点について

### (1) 申請前に原簿を確認しましょう

- 移転登録申請の前に、まずは、特許（登録）原簿を取得し、**現在の登録内容を確認**してください。
- 原簿内容を確認することで、大半の軽微なミスは防げると思われます。

右の特許原簿例では、

＜特許権者＞

東京都千代田区霞が関5丁目5番5号  
特許株式会社

＜専用実施権者＞

東京都千代田区丸の内1丁目1番1号  
株式会社パテント

(御参考) 原簿の閲覧・交付について

特許庁審査業務部出願課

証明閲覧担当 内線2754～2756

- 登録事項の閲覧請求(磁気原簿) (OL)600円 800円
- 登録事項記録書類の交付請求(磁気原簿) (OL)800円 1,100円



見本

特許第5000001号				
表 示 部				
表示番号 (付記)	登 録 事 項			
1番	出願年月日	平成17年 4月 1日	出願番号	2005-123000
	査定年月日	平成20年10月 2日	請求項の数	1
	発明の名称	ハントスキャナ装置		
		登録年月日	平成20年11月11日	
特 許 料 記 録 部				
特許料	1年分 金額 2500円 納付日 平成20年10月15日	2年分 金額 2500円 納付日 平成20年10月15日		
	3年分 金額 2500円 納付日 平成20年10月15日			
甲 区				
順位番号 (付記)	登 録 事 項			
1番	東京都千代田区霞が関5丁目5番5号		XX特許有限公司XX	登録年月日 平成20年11月11日
付記1号	【登録名義人の表示変更】			
	受付年月日 平成21年 4月 20日	受付番号	001111	
	特許株式会社			
乙 区				
順位番号 (付記)	登 録 事 項			
1番	【専用実施権の設定】			
	受付年月日 平成21年 5月 20日	受付番号	002222	
	専用実施権者 東京都千代田区丸の内1丁目1番1号 株式会社パテント			
	1. 範囲			
	地域 日本全国			
	期間 本特許権の存続期間中 (平成〇〇年〇月〇日迄)			
	内容 全部			

## 2. 権利の移転に関する手続の留意点について

### (1) 申請前に原簿を確認しましょう

特許（登録）原簿への掲載登録記録事項は以下のとおりです。

記録部	記録事項
登録番号記録部	登録番号
表示部（特許、実用、意匠）	出願日・登録日などの書誌的事項、権利の消滅、請求項の放棄、審判に関する事項
第一表示部（商標）	出願日・登録日などの書誌的事項、権利の消滅、商標権についての審判に関する事項、変更があった後の指定商品及び役務の区分、指定商品及び役務の区分の放棄
第二表示部（商標）	防護標章登録に基づく権利の表示及びその変更や消滅、防護標章登録についての審判に関する事項
登録料記録部	納付年分、金額、納付日等、減免記事
甲区	権利者及びその表示の変更、権利の移転、信託に関する事項など
乙区	専用実施（使用）権及びこれを目的とする質権など
丙区（商標）※	通常使用権及びこれを目的とする質権など
丁区	権利を目的とする質権など
国際登録事項記録部（意匠、商標）	WIPOが管理する国際登録簿に記録された権利者及びその表示の変更、権利の移転・分割・併合・消滅、存続期間の延長など

※特許権、実用新案権、意匠権については平成24年3月まで通常実施権を設定することができたため、丙区が存在する権利もあります。

## 2. 権利の移転に関する手続の留意点について

### (1) 申請前に原簿を確認しましょう（御参考：WEBによる簡易検索）

特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）でも登録状況の簡易検索が可能です。ご利用ください。

The screenshots illustrate the following steps:

- Accessing the J-PlatPat search page from the Japan Patent Office website.
- Performing a search for the patent number 5XXXXX1.
- Viewing the search results and clicking on the '経過情報' (Progress Information) button for the specific patent.
- Viewing the '登録記録' (Registration Record) table, which shows the status of various registration steps.

No.	出願番号 ▲	公開番号 ▲	登録番号 ▲	各種機能
1	特許 2011-987654	<a href="#">特開 2012-888888</a>	<a href="#">特許 5XXXXX1</a>	<a href="#">分割</a> <a href="#">経過情報</a> <a href="#">OPD</a> <a href="#">URL</a>

登録記録		閉じる
特許査定	20 / 0 / 1	
特許料納付書	20 / 0 / 1	
特許証	20 / 0 / 0	
<u>本権移転登録申請書（相続・合併）</u>	<u>20 / 0 / 2</u>	
<u>移転登録済通知書</u>	<u>20 / 0 / 2</u>	

## 2. 権利の移転に関する手続の留意点について

### (2) 変更前の表示／登録義務者等が原簿と符合しない

#### ① 表示変更登録申請の例

収入 印紙
(1,000円)
登録名義人の表示変更登録申請書
令和 年 月 日 特許庁長官 殿
1. 特許番号 第○○○○○○○○号
2. 変更に係る表示
変更前の表示 住所(居所) 東京都○○区...
変更後の表示 住所(居所) 北海道××市...
3. 登録の目的 登録名義人の表示変更
4. 申請人 住所(居所) 北海道××市... 氏名(名称) パテント株式会社 (代表者) 特許 太郎
5. 添付書面の目録 (1) 印鑑証明書 1通

**特許(登録)原簿上の  
権利者(名義人)の  
住所・名称と  
合っていますか？**

■表示変更登録申請の事例  
本店移転(転居)が複数  
回繰り返されている場合に、  
変更前の表示が誤って記載  
されるケースが多いです

■移転登録申請の事例  
転居などの理由により、現権  
利者(登録義務者)の  
住所などが誤って記載される  
ケースが多いです

#### ② 移転登録申請の例

収入 印紙
(15,000円)
特許権移転登録申請書
令和 年 月 日 特許庁長官 殿
1. 特許番号 第○○○○○○○○号
2. 登録の目的 本特許権の移転
3. 申請人(登録権利者) 住所(居所) 東京都○○区... 氏名(名称) とつきよ株式会社 (代表者) 商標 太郎
4. 申請人(登録義務者) 住所(居所) 東京都○○区... 氏名(名称) パテント株式会社 (代表者) 特許 太郎
5. 添付書面の目録 (1) 譲渡証書 1通 (2) 譲渡人の印鑑証明書 1通

## 2. 権利の移転に関する手続の留意点について

### (2) 変更前の表示／登録義務者等が原簿と符合しない

■ 事例 「 Patent 株式会社」から、別の法人である「とっきよ株式会社」に特許権を移転したいが、「 Patent 株式会社」の本店が、特許原簿上の住所である東京都〇〇区から、北海道〇〇市に移転していた

→ この場合は、

① 登録名義人の表示変更登録申請書

② 特許権移転登録申請書

の2申請が必要です。①の省略はできません。

※後述(4)の「中間省略が認められない事例①」参照

→ ①で、「 Patent 株式会社」の住所を北海道〇〇市に変更し、

②で、北海道〇〇市の「 Patent 株式会社」から、「とっきよ株式会社」に移転する

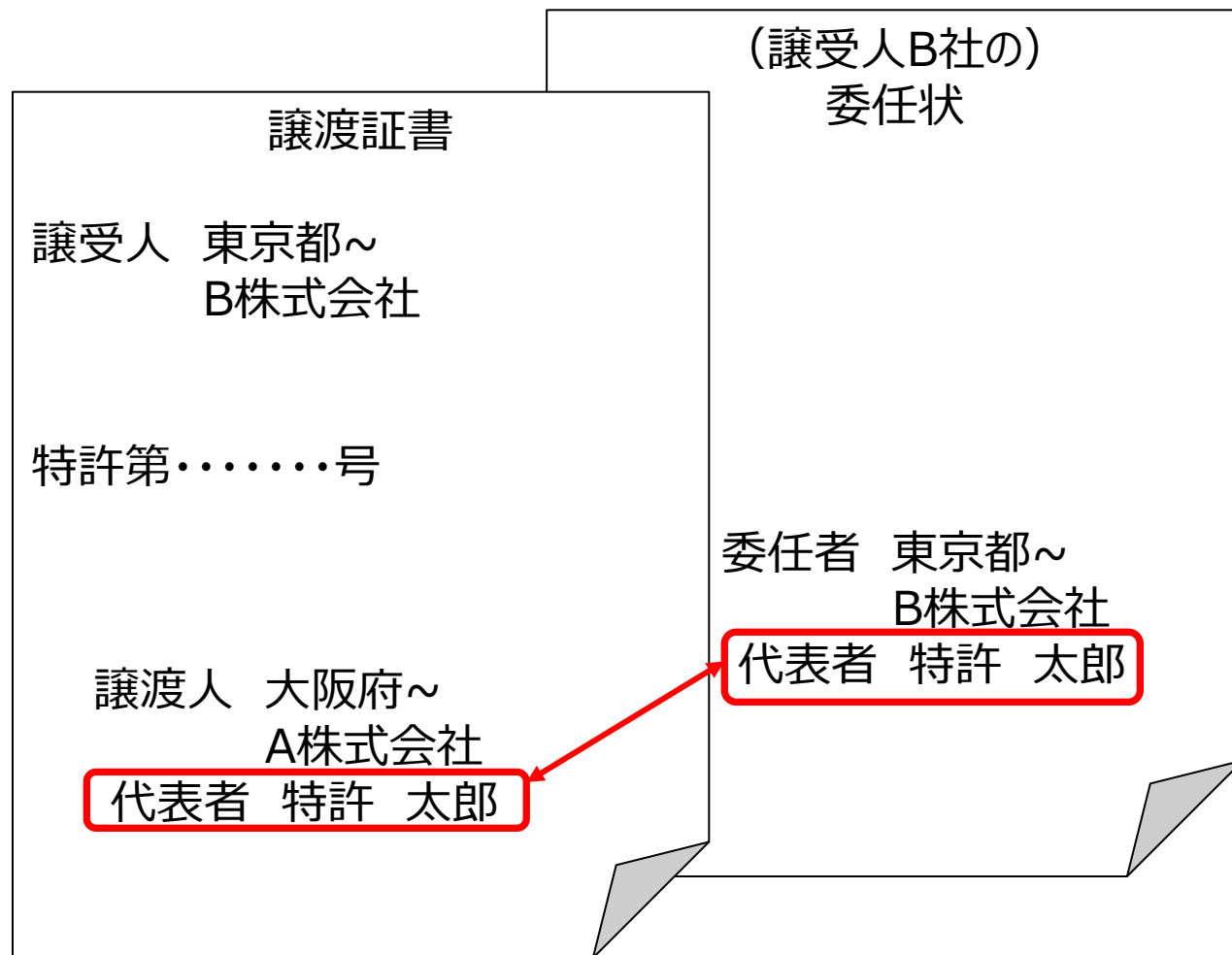
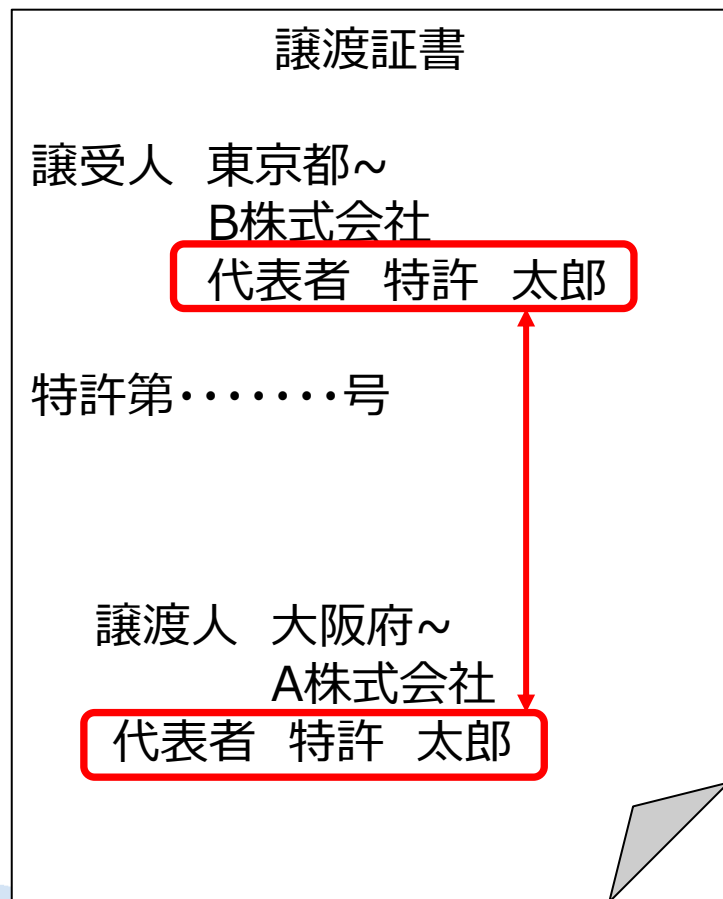


登録義務者（譲渡人）である「 Patent 株式会社」の住所を意図的に、東京都〇〇区として書面などを作成し、申請することは、正しくありません。

## 2. 権利の移転に関する手続の留意点について

### (3) 利益相反について

#### ■ 利益相反行為に該当する例



## 2. 権利の移転に関する手続の留意点について

### (3) 利益相反について

■ 利益相反行為：取締役・理事などと法人の利益が相反する行為

＜日本の株式会社の代表的な例＞

※「○」の付いた法人にあつては、次スライドの  
①、②書面の提出が必要となります。

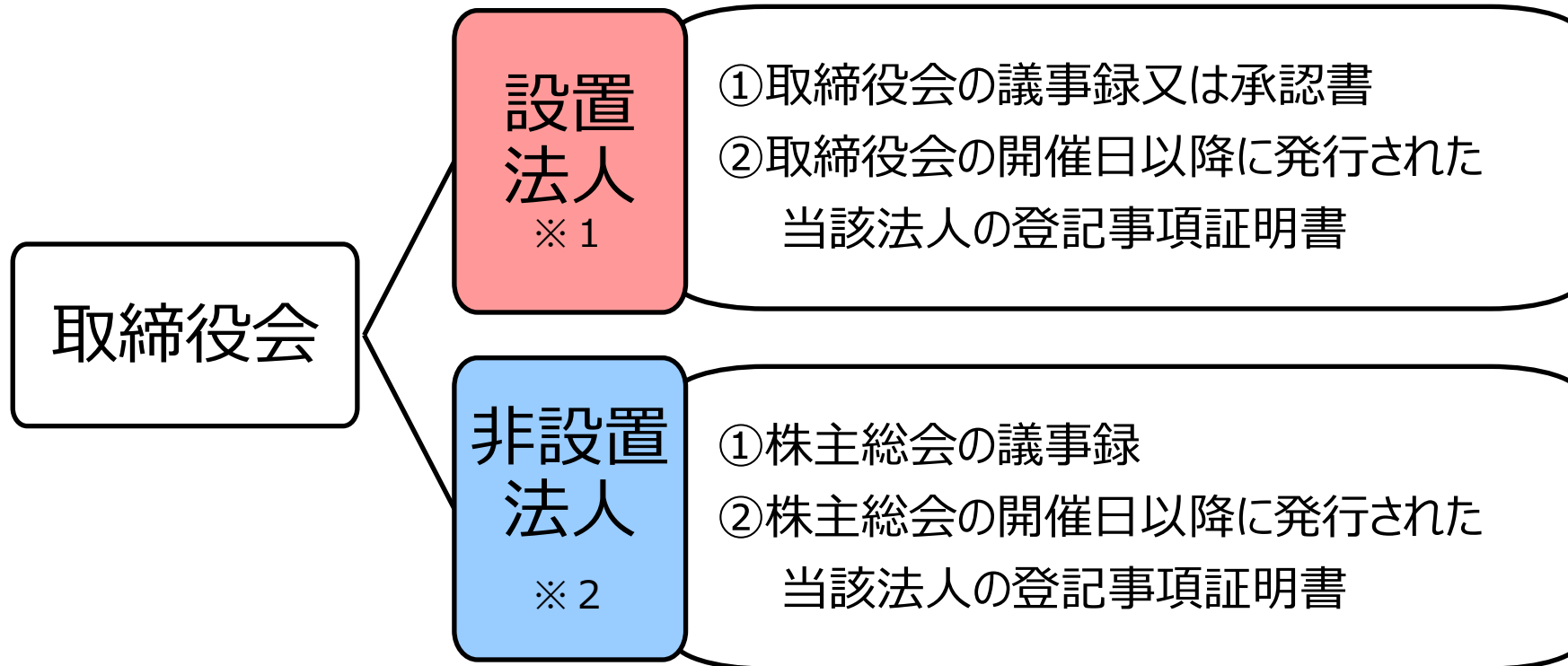
有償譲渡	無償譲渡（贈与）
甲会社 → A個人 A(代表)取締役 ○	甲会社 → A個人 A(代表)取締役 ○
A個人 → 甲会社 A(代表)取締役 ○	A個人 → 甲会社 A(代表)取締役 ×
甲会社 → 乙会社 A代表取締役      A代表取締役 ○                      ○	甲会社 → 乙会社 A代表取締役      A代表取締役 ○                      ×

## 2. 権利の移転に関する手続の留意点について

### (3) 利益相反について

#### ■ 利益相反行為に該当する場合に必要な書面 ＜日本の株式会社の場合＞

※前スライドの「○」の付いた法人について、  
①、②書面の提出が必要となります。



※1：取締役会設置法人の場合、登記事項証明書に「取締役会設置会社」と記載されています。

※2：当該法人が有限会社の場合は、こちらに該当します。

## 2. 権利の移転に関する手続の留意点について

Q . 登録申請書に不備があるとき、どうなりますか。

A . 申請書の不備の内容により、特許庁から、  
手続補正指令または却下理由通知が発せられます。

(応答方法)

手続補正指令書	→	手続補正書	※特許登録令第38条
却下理由通知書	→	弁明書	※特許登録令施行規則 第13条の3及び第13条の4

(応答期間)

指令書又は通知書の発送日から、2か月以内※

※商標権のみ、申し出により2か月の延長が可能です。

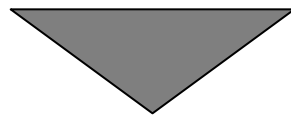
※自発による手続補正書・弁明書の提出は認められません。

## 2. 権利の移転に関する手続の留意点について

### (4) 複数原因における中間省略

#### ■ よく受ける問い合わせ

「住所や名称の変更、合併、譲渡が複数回されました。  
どのような申請が必要ですか？」



「事実を整理してください。  
中間省略が認められる場合もあります。」

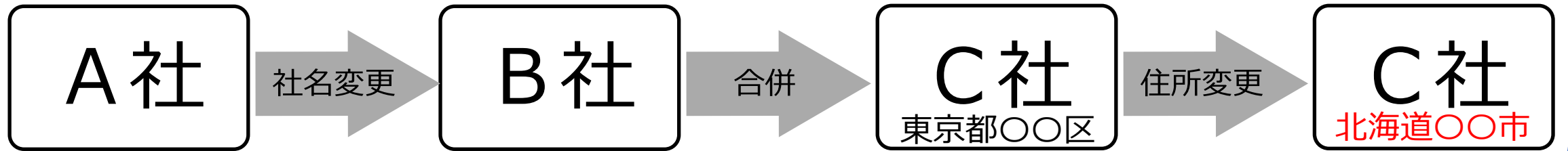
※次スライドに3点の事例を紹介します

## 2. 権利の移転に関する手続の留意点について

### (4) 複数原因における中間省略

#### ■ 中間省略が認められる事例

**1** の申請が必要です



**1**

#### (合併による) 移転登録申請書

被承継人 A社  
申請人 (承継人)  
北海道〇〇市  
C社  
添付書面の目録  
・承継人であることを  
証明する書面



#### 閉鎖 登記事項証明書 (B社のもの)

- ・ A社がB社に  
社名変更
- ・ B社がC社に  
合併

添付書面 (例)

#### 閉鎖 登記事項証明書 (C社のもの)

- ・ C社がB社を合併
- ・ C社が  
北海道〇〇市に  
本店移転

#### 登記事項証明書 (C社のもの)

- ・ C社が  
東京都〇〇区  
から本店移転

## 2. 権利の移転に関する手続の留意点について

### (4) 複数原因における中間省略



#### ■ 中間省略が認められない事例①

1

と

2

の申請が必要です。



1

#### 登録名義人の 表示変更登録申請書

変更前の住所  
東京都〇〇区  
変更後の住所  
北海道〇〇市  
申請人  
北海道〇〇市  
A社

2

#### (譲渡による) 移転登録申請書

申請人 (登録権利者)  
B社  
申請人 (登録義務者)  
北海道〇〇市  
A社

#### 添付書面の目録

- ① 譲渡証書
- ② 印鑑証明書 (A社)

添付書面  
+

#### ① 譲渡証書

譲受人 (登録権利者)  
B社

特許番号第 号

上記特許権を貴社に  
譲渡したことに相違ありません。

譲渡人 (登録義務者)  
北海道〇〇市  
A社 印

#### 印鑑証明書

A社

## 2. 権利の移転に関する手続の留意点について

### (4) 複数原因における中間省略



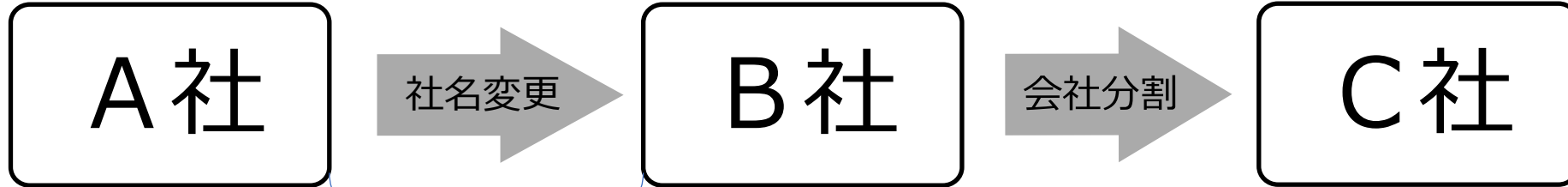
#### ■ 中間省略が認められない事例②

1

と

2

の申請が必要です。



1

(改称による)  
登録名義人の  
表示変更登録申請書

変更前の名称 A社  
変更後の名称 B社

印鑑証明書  
(②に添付し  
た証明書の  
援用表示可)

B社

2

(会社分割による)  
移転登録申請書

被承継人 B社  
申請人(承継人) C社

添付書面の目録

- ①承継人であることを証明する書面
- ②被承継人による権利の承継を証明する書面
- ③印鑑証明書

添付書面

①登記事項証明書

B社からC社が  
会社分割

②会社分割承継証明書

承継人 C社

特許番号第 号

上記特許権を貴社が  
承継したことに相違ありません。

被承継人 B社 印

③印鑑証明書

B社

## 2. 権利の移転に関する手続の留意点について

### (4) 複数原因における中間省略

#### ■ 中間省略が認められるケース

原則、「登録名義人の表示変更登録申請」、「相続・合併による移転登録申請」に認められます。

認められない場合もあるため、注意が必要です。

当庁HP「登録の実務Q&A」の2. Q&A No.16をご確認ください。

#### Q&A No.16

問 中間省略の登録申請はどのような場合に認められるでしょうか。

答 中間省略が問題となる主な例を以下に説明します。

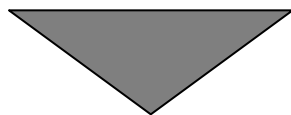
1. 登録名義人の表示変更登録申請(A→B→C)  
住所(氏名)が原簿上の住所から2回変わったが、原簿上の住所(氏名)のまま手続をしていなかった場合。  
中間省略の登録申請ができます。原簿上の住所(氏名)から最新の住所(氏名)への表示変更登録申請をしてください。
2. 譲渡による移転登録申請(A→B→C)  
原簿上の権利者から譲渡が2度行われたが、原簿上の権利者のまま手続をしていなかった場合。  
中間省略の登録申請はできません。譲渡による移転登録申請の場合は、不動産登記実務と同様に中間省略は認められません。
3. 合併による移転登録申請(A→B→C)  
原簿上の権利者から合併が2度行われたが、原簿上の権利者のまま手続をしていなかった場合。  
中間省略の登録申請ができます。原簿上の権利者から最新の権利者への合併による移転登録申請をしてください。

## 2. 権利の移転に関する手続の留意点について

### (5) 委任状に関する注意事項

- 意外によく受ける問い合わせ

「誰の委任状をもらえばいいですか？」



「提出する申請書の申請人のものがが必要です。」

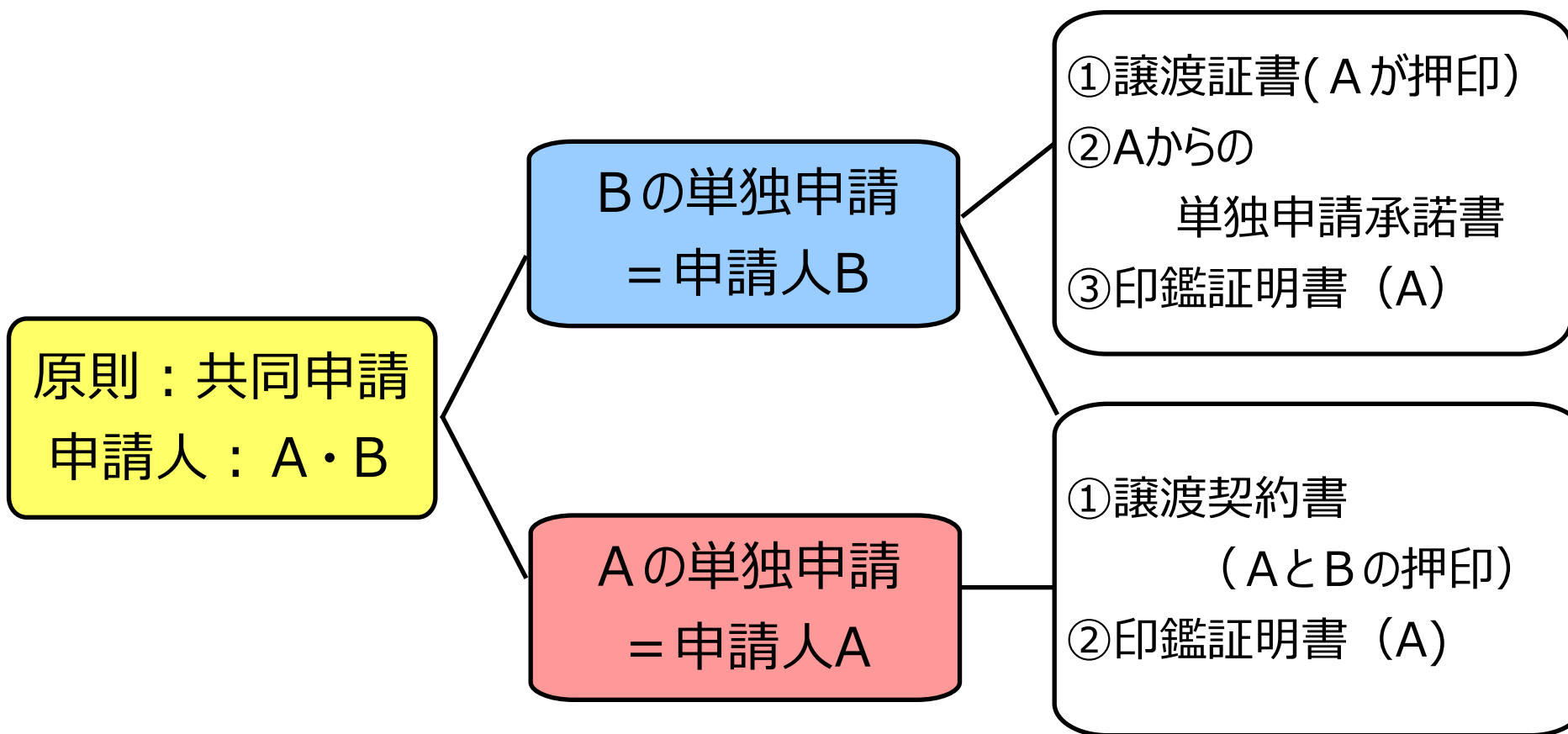
= 申請人を特定してください！

## 2. 権利の移転に関する手続の留意点について

### (5) 委任状に関する注意事項

#### ■ A社の特許権を、B社に全部譲渡する場合

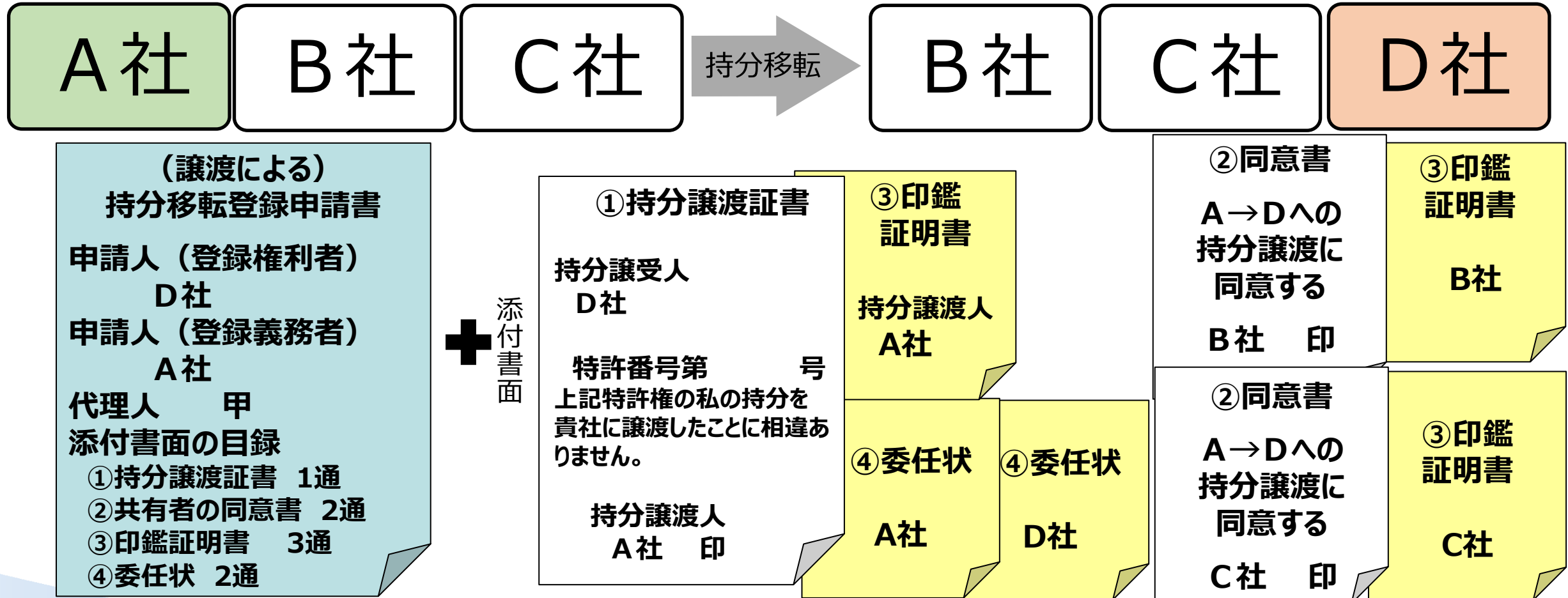
【移転申請に必要な添付書面】



## 2. 権利の移転に関する手続の留意点について

### (5) 委任状に関する注意事項

■ 持分移転の場合の事例（3社共有状態からのA社の持分をD社に移転）



## 2. 権利の移転に関する手続の留意点について

### (6) 併合申請／大量申請について

- 併合申請：一つの申請書に、複数の登録番号を記載して提出すること。

申請書作成例：特許権5件を一括して移転登録申請を行う場合

収入印紙 (75,000円)	特許権移転登録申請書 令和 年 月 日		特許権1件あたり 15,000円 × 5件 = 75,000円の登録免許 税となります。
	特許庁長官 殿		
1. 特許番号	<u>(1)第〇〇〇〇〇〇〇〇号</u> <u>(4)第〇〇〇〇〇〇〇〇号</u> <u>(2)第〇〇〇〇〇〇〇〇号</u> <u>(5)第〇〇〇〇〇〇〇〇号</u> <u>(3)第〇〇〇〇〇〇〇〇号</u>		番号を昇順で並べて ください。
2. 登録の目的	本特許権の移転		

[https://www.jpo.go.jp/system/process/toroku/iten/sonota/iten\\_heigou\\_tairyuu.html](https://www.jpo.go.jp/system/process/toroku/iten/sonota/iten_heigou_tairyuu.html)

## 2. 権利の移転に関する手続の留意点について

### (6) 併合申請／大量申請について

#### ■ 併合申請できる条件 「登録の目的が同一であること。」

<提出する前に、確認しましょう。>

- ✓ 単独と共有の権利で、申請書は分けられていますか？
- ✓ 存続期間満了や料金未納により、抹消された権利が含まれていませんか？
- ✓ 原簿上の情報（住所など）が古く、表示変更登録申請などが必要な権利はありませんか？
- ✓ 特許番号や登録番号の記載間違いはありませんか？
- ✓ 意匠権の場合、本意匠（基礎意匠）と関連意匠を同時に申請していますか？

## 2. 権利の移転に関する手続の留意点について

### (6) 併合申請／大量申請について

#### ■ 大量申請：200件以上の権利に対する申請

#### 【お願い】

大量申請を行う場合は、次の問合せ先へ事前にご相談いただきますようお願いいたします。

特許庁 審査業務部 審査業務課 登録室

電話:03-3581-1101 内線2715 (特許・実用新案移転担当)

内線2717 (意匠・商標移転担当)

#### ☆ 注意事項

- ・ 申請に係る権利は、申請書1通につき99件までにしてください。
- ・ 特許（登録）番号は昇順に並べて、項番も付けてください。

## 2. 権利の移転に関する手続の留意点について

### (7) その他

#### 【御参考情報】譲渡証書などに貼付する収入印紙（印紙税）について

##### ■ 印紙税法

第2条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書には、この法律により、印紙税を課する。

■ 印紙税法より抜粋 <https://elaws.e-gov.go.jp>より

※譲渡証書などの収入印紙については、申請書に貼付する登録免許税とは異なり、**印紙税法に基づく**ものです。右図に御参考として印紙税額を記載しておりますが、詳細については**国税庁**にお問合せください。

※登録申請書に貼付される収入印紙（登録免許税）は、特許庁で審査しますが、印紙税は、国税庁所管となりますので、特許庁での審査対象外です。

番号	課税物件		課税標準及び税率	非課税物件
	物件名	定義		
一	1 不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書 2 地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書 3 消費貸借に関する契約書 4 運送に関する契約書（用船契約書を含む。）	1 不動産には、法律の規定により不動産とみなされるもののほか、鉄道財団、軌道財団及び自動車交通事業財団を含むものとする。 2 無体財産権とは、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号及び著作権をいう。 3 運送に関する契約書には、乗車券、乗船券、航空券及び運送状を含まないものとする。 4 用船契約書には、航空機の用船契約書を含むものとし、裸用船契約書を含まないものとする。	1 契約金額の記載のある契約書次に掲げる契約金額の区分に応じ、一通につき、次に掲げる税率とする。 十万円以下のもの 二百円 十万円を超え五十万円以下のもの 四百円 五十万円を超え百万円以下のもの 千円 百万円を超え五百万円以下のもの 二千円 五百万円を超え千万円以下のもの 一万円 千万円を超え五千万円以下のもの 二万円 五千万円を超え一億円以下のもの 六万円 一億円を超え五億円以下のもの 十万円 五億円を超え十億円以下のもの 二十万円 十億円を超え五十億円以下のもの 四十万円 五十億円を超えるもの 六十万円 2 契約金額の記載のない契約書一通につき 二百円	1 契約金額の記載のある契約書（課税物件表の適用に関する通則3イの規定が適用されることによりこの号に掲げる文書となるものを除く。）のうち、当該契約金額が一万円未満のもの

# 特許登録令施行規則などの一部を改正する省令改正について

押印を求める手続の見直しなどを目的として、特許登録令施行規則（昭和35年通商産業省令第33号）などについて省令改正がされ、令和3年6月12日施行されました。

①偽造による被害が大きく回復が困難な手続について押印を存続。

②①以外の手続については押印を廃止。

(偽造やなりすましの回避が他の手段により可能、被害の回復が比較的容易など)

①厳格な本人確認：必要（約30種の手続）

(偽造による被害が大きく、回復が困難)

(例)

権利の移転登録に関する手続

(譲渡証書など)

本人手続による登録名義人の表示変更に関する手続 (申請書)



押印存続

②厳格な本人確認：不要（約770種の手続）

(偽造やなりすましの回避が他の手段により可能、被害の回復が比較的容易など)

(例)

代理人の選任に関する手続

(申請書・委任状)



押印廃止

# 特許登録令施行規則などの一部を改正する省令改正について

詳細は特許庁ホームページ「特許庁関係手続における押印の見直しについて」をご参照ください。

<https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/madoguchi/info/oin-minaoshi.html>

## ※押印が廃止された主な手続

- ・ 移転関係申請書
- ・ 委任状

## ※押印は存続、印鑑証明書の添付が必要となった手続書類

- ・ 本人手続による表示変更登録申請書（申請人の押印及び印鑑証明書）
- ・ 譲渡証書（譲渡人の押印及び印鑑証明書）
- ・ 契約書・許諾証書（譲渡人又は許諾者の押印及び印鑑証明書）
- ・ 同意書（共有者の押印及び印鑑証明書） **など**

ありがとうございました

---

特許庁審査業務部審査業務課登録室

